

KAiGOPRiDE@FUKUSHIMA 写真パネル貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県と市町村、職能団体及び高齢者福祉施設等が連携し、県が一般社団法人 KAiGOPRiDE に委託して作成した写真パネル（以下「写真パネル」という。）を用いた展示会等を県内で開催することで、介護職のイメージアップを図り、介護人材の確保、定着に資することを目的とする。

(貸出対象者)

第2条 第4条に定める貸出品等（以下「写真パネル等」という。）の貸出対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内市町村
- (2) 県内の介護・福祉関係職能団体
- (3) 県内の高齢者福祉施設等事業者
- (4) その他福島県社会福祉課長（以下「社会福祉課長」という。）が適当と認める団体等

(貸出期間等)

第3条 貸出期間は、準備期間を含め20日以内とする。

(貸出品等)

第4条 県は次の物品を貸出す。なお、(2)の貸出数量については、(1)と(4)の合計数量を、(3)の貸出数量については(1)の数量を上限とする。

- (1) 写真パネル
- (2) イーゼル
- (3) 紐（掲示用）
- (4) ポスター（額入り）

(申込手続)

第5条 写真パネル等の貸出しを受けようとする者は、写真パネル等貸出申請書（様式第1号）を社会福祉課長へ提出する。

- 2 前項の申込みに当たり、事前に電話又はメールにより、日程の仮予約をすることができる。
- 3 社会福祉課長は、第1項の規定による申込みがあった場合は、その内容について審査及び確認を行い、適当と認めたときは、貸出しの決定を行うものとする。
- 4 社会福祉課長は、前項の規定により貸出しの可否を決定したときは、速やかにその決定内容を写真パネル等貸出承認・不承認通知書（様式第2号）により申込者に通知する。

(貸出方法及び負担)

第6条 写真パネル等は、県が指定する配送事業者により展示会等実施者（以下「実施者」という。）が指定する発送場所へ配送する。また、返送時の集荷に当たっても、県が配送事業者を集荷を依頼する。なお、返送時の伝票は事前に県から実施者へ送付する。

- 2 写真パネル等の配送受取時及び集荷時には実施者（会場担当者も可）が受取、又は引渡しの確認を行う。

3 配送に係る費用は全て県が負担する。

(貸出決定後の使用開始前における使用の変更、辞退)

第7条 実施者は、写真パネル等の貸出しを受ける前に使用を変更、又は辞退する場合は、写真パネル等使用変更・辞退届出書(様式第3号)を社会福祉課長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、社会福祉課長から交付を受けた、第5条第4項に規定する通知書を添付する。

(返却方法)

第8条 写真パネル等の返却は、実施者が県の指定する方法で返却する。なお、返却する際、写真パネル等は、次の使用者の支障にならないよう、受取時に確認した状態で返却する。

(事業終了報告)

第9条 実施者は、事業終了後10日以内に社会福祉課長へ事業終了報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

(事故の措置等)

第10条 実施者は、貸出期間内に、展示会等の実施に係る事故が発生したときは、必要に応じ警察署に届ける等法令上の処置をとるとともに、次の各号に定めるところにより処理する。

(1) 事故の状況を速やかに県に報告すること。

(2) 当該事故により、写真パネル等に損害が生じた場合は、県の指示に従うこと。

(盗難の措置等)

第11条 写真パネル等の盗難が発生したとき、その他被害を受けたときは、次に定めるところにより処理する。

(1) 直ちに警察署に通報し、盗難届受理証明書等の交付を受けること。

(2) 被害状況を速やかに県へ報告すること。

(3) 写真パネル等の盗難その他の被害が発生した場合、県が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく県に提出すること。

(物品の紛失、破損等)

第12条 貸出した写真パネル等を紛失、破損、汚損した場合は、実施者は直ちに県へ連絡する。

2 汚損等による修繕が発生した場合、その費用は県が加入する保険料で対応するが、保険適用外の原因に起因する汚損等については、その原因が実施者の故意又は過失による場合には、原則として実施者がその費用を負担する。

3 写真パネルの修繕費用は1枚当たり38,500円とする。

(広報用チラシデザインデータの提供)

第13条 実施者は、展示会等の広報において、県が提供する展示会等チラシのデザインデータを使用することができる。ただし、次の各号に定める使用は禁止とする。

(1) デザインの一部のみを使用すること

(2) デザインを変形、加工すること

2 実施者が前項の規定により作成した展示会等チラシの配付及び広報誌等への掲載は、第5条第4項に定める決定通知を受けたときから可能とする。

(遵守事項)

第14条 実施者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって、写真パネル等を安全かつ適正に使用し、又は維持管理すること。
- (2) 写真パネル等を通常の使用以外の目的に使用しないこと。
- (3) 写真パネル等を故意に損傷し、汚損し、改造し、又は形状を変えないこと。
- (4) 写真パネル等を他に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。

(貸出しの取消し)

第15条 社会福祉課長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出しの決定を取り消し、写真パネル等貸出決定取消し通知書(第5号様式)により実施者に通知するとともに、貸出した写真パネル等を返却させ、また、貸出さないことができる。

- (1) 実施者が前条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (2) 配送された写真パネルの受取をしなかったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により貸出承認を受けたことが判明したとき。
- (4) 法令又はこの要綱に違反する行為があったとき。
- (5) 公益上又は管理上特に必要があると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、県の指示に従わないとき。

(免責)

第16条 実施者が、自己の責めに帰すべき事由によって損害を被り、又は他人若しくは他人の財物に損害を与えた場合は、県は責任を負わないものとする。

2 実施者は、天災その他の不可抗力により、県が写真パネル等の受渡しをすることができなくなった場合には、これにより生ずる損害について県の責任を問わないものとする。ただし、県はこの場合、直ちに利用者に連絡するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、写真パネル等の貸出しに関して必要な事項は、社会福祉課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月17日から施行する。